

**令和7年第1回七戸町議会臨時会
会 議 録**

令和7年4月24日七戸町告示第44号で、令和7年第1回七戸町議会臨時会を5月8日
日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和7年5月8日 午前 9時59分 開会

令和7年5月8日 午前11時10分 閉会

○応招議員（16名）

議 長	16番	附 田 俊 仁 君	副議長	15番	岡 村 茂 雄 君
	1番	藤 井 夏 子 君		2番	中 野 正 章 君
	3番	山 本 泰 二 君		4番	向中野 幸 八 君
	5番	二ツ森 英 樹 君		6番	小 坂 義 貞 君
	7番	澤 田 公 勇 君		8番	工 藤 章 君
	9番	呷 清 悦 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	瀬 川 左 一 君		12番	田 嶋 輝 雄 君
	13番	三 上 正 二 君		14番	田 島 政 義 君

○不応招議員（0名）

○町長提出案件

報告第 4号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町一般会計補正予算(第12号))

報告第 5号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第6号))

報告第 6号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号))

報告第 7号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町介護保険特別会計補正予算(第6号))

報告第 8号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号))

報告第 9号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号))

報告第10号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町水道事業会計補正予算(第8号))

- 報告第 1 1 号 専決処分事項の報告について
(令和 6 年度 七戸町下水道事業会計補正予算 (第 6 号))
- 報告第 1 2 号 専決処分事項の報告について
(七戸町税条例の一部を改正する条例について)
- 報告第 1 3 号 専決処分事項の報告について
(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 報告第 1 4 号 専決処分事項の報告について
(七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 議案第 3 5 号 物品購入契約の締結について
(除雪ドーザ交換購入)
- 議案第 3 6 号 工事請負変更契約の締結について
(旧榎林中学校校舎ほか解体工事)
- 議案第 3 7 号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-

○その他

- 会議録署名議員の指名について
- 会期の決定について
- 諸般の報告について
- 提出議案の一括上程

令和7年第1回七戸町議会臨時会 会議録（第1号）

令和7年5月8日（木） 午前09時59分 開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 提出議案一括上程
「報告第4号専決処分事項の報告について（令和6年度 七戸町一般会計補正予算（第12号）」から「議案第37号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの、3議案、11報告を一括上程
(町長提出議案総括説明)
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町一般会計補正予算（第12号）)
- 日程第 6 報告第 5号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）)
- 日程第 7 報告第 6号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）)
- 日程第 8 報告第 7号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町介護保険特別会計補正予算（第6号）)
- 日程第 9 報告第 8号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）)
- 日程第10 報告第 9号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）)
- 日程第11 報告第10号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町水道事業会計補正予算（第8号）)
- 日程第12 報告第11号 専決処分事項の報告について
(令和6年度 七戸町下水道事業会計補正予算（第6号）)
- 日程第13 報告第12号 専決処分事項の報告について
(七戸町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第14 報告第13号 専決処分事項の報告について
(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資

産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)

日程第15 報告第14号 専決処分事項の報告について

(七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)

日程第16 議案第35号 物品購入契約の締結について

(除雪ドーザ交換購入)

日程第17 議案第36号 工事請負変更契約の締結について

(旧榎林中学校校舎ほか解体工事)

日程第18 議案第37号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(16名)

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	呷清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

○欠席議員(0名)

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田嶋邦貴君	総務課長	鳥谷部慎一郎君
支所長	三上義也君	企画調整課長	田中健一君
財政課長	佐藤源太君	税務課長	高田美由紀君
町民課長	向中野洋人君	保健福祉課長	西野勝夫君
介護高齢課長	金見真樹君	こどもみらい課長	澤山晶男君
会計管理者	中村陽一君	商工観光課長	佐々木和博君
農林課長	原子保幸君	建設課長	高田博範君
上下水道課長	町屋淳一君	教育長職務代理者	山田典郎君
学務課長	附田良亮君	生涯学習課長	鳥谷部伸一君

スポーツ振興課長	井上 健 君	国民スポーツ大会推進室長	山田 真太郎 君
農業委員会会長	天間 俊一 君	農業委員会事務局長	田村 教男 君
代表監査委員	吉川 正純 君	監査委員事務局長	相馬 和徳 君
選挙管理委員会委員長	新館 文夫 君	選挙管理委員会事務局長	鳥谷部 慎一郎 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	相馬 和徳 君	事務局 次長	町屋 さおり 君
-------	---------	--------	----------

○会議録署名議員

1 番	藤井 夏子 君	2 番	中野 正章 君
-----	---------	-----	---------

○会議を傍聴した者（9名）

○会議の経過

○開会宣告

○議長（附田俊仁君） ただいまから、令和7年第1回七戸町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、会議は成立いたしました。

○開議宣告

○議長（附田俊仁君） これより、本日の会議を開きます。

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（附田俊仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番藤井夏子君と2番中野正章君を指名いたします。

○日程第2 会期の決定について

○議長（附田俊仁君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

議長において作成いたしました議事日程及び説明員は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告

○議長（附田俊仁君） 日程第3 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので御了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（附田俊仁君） 日程第4 提出議案の一括上程について、報告第4号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町一般会計補正予算（第12号））から議案第37号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの3議案、11報告を一括上程いたします。

町長から、就任の挨拶及び提出議案についての説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋邦貴君） 皆さんおはようございます。

本日、ここに令和7年第1回七戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

提出議案の御説明の前に、一言、御礼とお願いを申し上げます。

この度、皆様の温かい御支援により、町長としてこれからの4年間の町政を担うことになりました。

改めまして、その責務の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

どうか皆様には従来にも増して、御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、今議会が私の町長としての初の議会となりますので、所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、私が目指すまちづくりですけれども、次世代へつながる町、より明るく元気な町、町民の皆様がこの町を好きになっていただき、誇りに持っていただける町、そして、人と人をつなぐ、人と地域がつながる、そんなまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

しかし、一方で町の最大の課題は、少子高齢化による人口減少問題です。

令和5年、七戸町の子どもの出生数、47人です。令和6年は39人です。この数字の意味するもの、そして将来を想像してみてください。

この人口減少問題は全ての分野に関わる問題ですけれども、この問題を考えていくことも、次世代へつなぐまちづくりを目指すことも、共通して言えることがあります。

それは何か。それは、10年、20年先を見据えて、町が何をしていくのか、どのような取組をしていくのか、そしてどの方向に進んでいくのか、いわゆる将来像を持って取り組むことが必要だと考えています。

そして、町民の皆様にご丁寧にご説明し、ご理解をさせていただく、このことが大事だと考えております。

そのために、まち、ひと、くらし、三つの柱を政策の軸として取り組んでまいりたいと思っています。

具体的に幾つか申し上げますと、まず、まちづくりですが、七戸ならではの特徴、特色を生かしたまちづくりを進めていく必要があると考えております。

七戸町といえば、東北新幹線七戸十和田駅があります。徒歩圏内には、道の駅しちのへがあります。そして、その周辺には広大な牧場が広がっています。

また、交通の要所でもあります。青森市、八戸市の中間に位置する、地の利のいい町です。

さらには、特産品でありますニンニク、長芋は全国的にも有名であり、これらの特徴や

魅力を生かしたまちづくりを進めてまいりたい、そう考えております。

また、荒熊内エリアにつきましては、昨年、総合アリーナが完成し、令和8年度には国民スポーツ大会の剣道競技が開催されますので、万全の体制を整えて準備してまいります。

さらに、このエリアには役場新庁舎の建設を進めていくことで、今年3月の荒熊内地区開発事業特別委員会で可決されたと承知しております。

役場新庁舎の建設につきましては、継続して進めてまいりたいと考えております。

そして、荒熊内地区開発計画にもありますが、このエリアは、七戸地区と天間林地区の市街地を結ぶ中間地点として新市街地を形成し、町の活性化を図っていく計画でありますので、荒熊内地区を含む新幹線周辺のエリアを次世代につながるまちづくりの核として、七戸地区、天間林地区を結ぶ将来のまちづくり、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと思います。

また、基盤産業である農業、そして産業振興であります。農業の活性化が商業の活性化にもつながっていきますので、それらの産業振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、人づくりについて。まちづくりは、人づくりであると言われております。そして、その人づくりの原点は教育であると思っております。

特に、次世代を担う子どもたちを育てていくことが必要です。多様化する社会に対応できる人材の育成、スポーツ、文化、芸術等による個性や創造性を育む教育が必要だと考えております。

将来の子どもたちの育成について、学校、地域、行政の三者でつなぐ、教育の町しちのへを目指して取り組んでまいります。

また、子育て世帯や若い世代の移住、定住を推進していくためには、魅力あるまちづくりが必要であると考えております。

そのためには、これまでの子育て支援策に加え、子どもの居場所や子育て環境、教育、住居、仕事をセットにし、町の魅力を発信していくことで、子育て世帯や若い世代を含む移住、定住の促進につなげてまいりたい、そう考えています。

最後に、暮らしについてですが、町民の皆さまが健康で、安心、安全に暮らせるまちづくりをするためには、医療、福祉、介護、災害時の際の防災対策、健康、公共交通、インフラ整備など、多岐にわたって取り組んでいく必要があると考えております。

このほかにも、子どもから高齢者まで、それぞれが活躍できる環境の整備に努めてまいります。

以上、政策の一端を申し上げましたが、政策推進のためには健全な財政が不可欠であります。

これまで小又町政で進められた行財政改革は、引き続き健全化に向けて継続し、推進してまいります。

今、町は合併して20年目を迎えました。これまで多くの町民の方々の努力により、ま

ちづくりが進められてまいりました。これをさらに推し進め、次世代につながるまちづくりを、先頭に立って努力する所存でございます。

どうぞ、皆様方にはより一層の御支援を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

それでは、本臨時会に提出しました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第4号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町一般会計補正予算（第12号））については、歳入歳出の総額に1億5,708万8,000円を追加し、予算の総額を125億9,422万9,000円としたものです。

歳入の主なものは、地方消費税交付金に5,826万6,000円、地方交付税に1億9,988万3,000円を追加し、繰入金から1億5,627万7,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、諸支出金に3億5,468万7,000円を追加し、衛生費から4,133万7,000円、教育費から4,292万8,000円を減額したものです。

報告第5号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町国民健康保健特別会計補正予算（第6号））については、歳入歳出の総額から1,513万8,000円を減額し、予算の総額を17億4,326万7,000円としたものです。

歳入の主なものは、県支出金から1,155万9,000円を減額し、歳出の主なものは、保険給付費から797万5,000円を減額したものです。

報告第6号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））については、歳入歳出の総額から276万3,000円を減額し、予算の総額4億8,489万9,000円としたものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料から144万8,000円、諸収入から111万4,000円を減額し、歳出の主なものは、諸支出金から211万5,000円を減額したものです。

報告第7号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第6号））については、歳入歳出の総額に205万9,000円を追加し、予算の総額を28億2,523万4,000円としたものです。

歳入の主なものは、支払基金交付金に179万8,000円を追加し、歳出の主なものは、保険給付費に170万8,000円を追加したものです。

報告第8号専決処分の報告について（令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号））については、予算の総額に変更はありませんが、歳出の総務費から2万1,000円を減額し、基金積立金に2万1,000円を追加したものです。

報告第9号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号））については、歳入歳出の総額から32万7,000円を減額し、予算の総額を199万1,000円としたものです。

歳入の主なものは、繰入金から30万7,000円を減額し、歳出は総務費から32万

7,000円を減額したものです。

報告第10号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町水道事業会計補正予算（第8号））については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業収益から529万6,000円、営業外収益から133万3,000円を減額し、水道事業収益の総額を3億5,618万円とし、収益的支出の営業費用から966万5,000円、特別損失から439万4,000円を減額し、水道事業費用の総額を3億1,675万2,000円としたものです。

また、資本的収入及び支出について、資本的収入の工事負担金から6万2,000円を減額し、資本的収入の総額を1億6,669万3,000円とし、資本的支出の建設改良費から710万6,000円を減額し、資本的支出の総額を3億7,919万7,000円としたものです。

報告第11号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算（第6号））については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業収益に4万円、営業外収益に263万9,000円を追加し、下水道事業収益の総額を3億3,611万5,000円とし、収益的支出の営業費用から4,806万4,000円、営業外費用から555万3,000円を減額し、下水道事業費用の総額を3億8,765万3,000円としたものです。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入の企業債から10万円、負担金から46万8,000円を減額し、資本的収入の総額を3億9,333万5,000円とし、資本的支出の建設改良費から84万8,000円を減額し、資本的支出の総額を4億222万2,000円としたものです。

報告第12号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）は、地方税法の一部改正に伴い、七戸町税条例の一部を改正する必要性が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第13号専決処分事項の報告について（七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要性が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第14号専決処分事項の報告について（七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要性が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

議案第35号物品購入契約の締結について（除雪ドーザ交換購入）については、指名競争入札を令和7年4月17日に実施したところ、日立建機日本株式会社十和田営業所に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第36号工事請負変更契約の締結について（旧榎林中学校校舎ほか解体工事）については、工事内容に変更を生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第37号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、令和7年5月16日で任期満了となる七戸町教育委員会委員について、半崎雪子氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

以上が、本臨時会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、説明を終わります。

○日程第5 報告第4号

○議長（附田俊仁君） 日程第5 報告第4号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページから18ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 歳出に入ります。

19ページ、1款1項1目議会費から、24ページ2款5項2目指定統計費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、24ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、28ページ6款2項2目林道維持管理費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、29ページ、7款1項1目商工総務費から、32ページ10款3項2目教育振興費まで、発言を許します。

2番議員。

○2番（中野正章君） 今のところに、10款の中学校費は入っていますか。

32ページの教育費、10款の3項中学校費、中学校の運営に関してですが、中学校の運動会が、今回、平日に行われると、水曜日に行われるということで、やはり保護者の中には仕事を休んでまでは行けないみたいな声もあったり、我々も聞いて、どうしてという

思いがあります。どういう理由でしょうか。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

中学校の運動会については、七戸中学校も平日に開催します。

中学校の運動会については、家族、保護者の方を巻き込んだ運動会というよりは、コロナ明けに、学校としての、いわゆる体育の授業に近い学校行事として、平日に開催して、給食を食べて、そのまま帰るといふことのほうがスムーズだというのが、だんだん主流になってきています。

ただ、もちろん平日に開催するのですけれども、保護者の方たちが会場に来て見ること、これはもちろん問題ありません。

もう一つは、平日に開催して、悪天候の場合は、その日そのまま授業をして翌日に開催する、あるいは翌週の平日に開催する、そのほうが学校としてもスムーズな流れになるということがあるようです。

それと、最近の中学校の運動会については、保護者の方の観覧が極端に少ない。今までと比べて。であれば、なおさら学校の授業としての行事として行うほうがよいというような考えになっています。

小学校については、まだまだ保護者含めおじいちゃんおばあちゃんたちの参加というのがあるので、土曜日等の、今までどおりの開催というのがあります。

中学校に関しては、今言ったような流れになっていますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 今、聞いたところによると、保護者の参加が少ないので、平日でもいいのではないかみたいな感じですがけれども、少なれば多くなるような、多くするにはどうしたらいいとか、そういうのが必要だと思いますし、学校と地域とのつながりという点で考えたときに、薄れるような気がしています。

そういうところを考へて、全国的な流れかもしれませんが、別な意味で地域とのつながりを維持するよな施策をお願いしたいと思ひます。

以上です。要望です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 今の件なのですけれども、学務課長がちょっと気になることを言ったのですよ。コロナ明けとか、そういう理由での一端の一例として挙げたよね。

とすれば、今、皆さんにも来ていると思うけれども、私だけではないけれども、議員宛に招待状が来ているわけですから、案内が。

もしそういう理由であれば、なぜよこすのですか。

病気とか、そういうウイルス関係のことがあるならば、学校の授業としてやるなら、こ

これはこれでいいのです。ただ参加者が少ないからだとしたら、それも分かる。

だけれども、最初に話したのは、コロナ禍とかそういう問題があったからという理由を説明したから。とすれば、我々に対しては、私たちはコロナにかかってもいいのか、ということになるのだよ。

その辺のところを説明してください。それでなかったら、それは訂正したほうがいいと思います。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） ちょっと声が調子悪くて、聞きづらかったと思いますが、コロナ禍でというので伝わったと思いますが、申し訳ありません。コロナ禍ではなくて、コロナ禍明けの行事の対応としてどうするかという意味で、案内している方たちが感染してもいいとか、そういうことではないので、もし誤解を招くような発言があったら訂正したいと思います。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 29ページの8款土木費。これは、関連質問になります。

七戸中学校の左組に行く道路、去年から改修しましたよね。

今年、若干雨が多いせいかわからないのですけれども、牧場用地のところに、工事の箇所のあるところに、かなり排水が溜まっています。

私、あそこをたまたま通るものですから、ちょうど前の埋めたところ、排水路の。あそこを前から見ていたのですけれども、あの水の溜まり具合からいって、大丈夫なのか、あの道路の設計からいって。

要するに、水が常時溜まっている状態がこれから続くと、あの工事した箇所が水で浸食されて、路盤が弱くなる可能性もなきにしもあらずと。

当初、私が想定した限りにおいては、あの水が中学校のほうへ排水されるものとして認識していたのですけれども、その辺の状況を説明してもらえませんか。

あれでいいのですか。排水ができない状態で、今年みたいな、雨が多いといえば多いのですけれども、あの雨ぐらいでああいうぐらい溜まるというのは一体どういうわけなのか。その辺、詳しく説明いただきたい。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（高田博範君） お答えいたします。

牧場沿いのところにあります、しぼり水でございますけれども、あれは牧場の中のしぼり水が、あそこのところに溜まるという形になっております。

建設課としても、あそこの水があれぐらい溜まっているのは、あまり芳しくはないとは思っております。

ですので今後、そこのところを解消するために、いろいろ牧場のほうとも、用地は牧場の用地なので、あそこのところを協議しまして、何とか、私も1回見たのですけれども、

4月から、就任してから、ちょっと多いと思っておりましたので、ただ、役場用地でもないですし、牧場用地でもありますので、そこは牧場とも協議をして、本来であれば議員おっしゃるとおり中学校の裏のほうに流れるように、あそこは水経が二つほど、確かあるはずですので、できればそちらのほうに溢れない程度に流せるようにと思ってはおりますけれども、どうしてもあその所にしぼり水が溜まる感じになっておりましたので、そこはもう少し協議させていただきたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 当然それは必要だと思いますけれども、せつかく舗装して路盤改良して、新しく造ったわけです。あの状態が続けば、路盤は大丈夫なのですかということ。路盤が弱くなると、舗装は崩壊しますよね。その辺の見通しはどのようなのですかということ。です。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（高田博範君） そこも含めて、今のところは大丈夫です。やったばかりですので、大丈夫なのですけれども、そこのところも、見た段階ではちょっと危ないというのがありますので、早急には考えたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 私もよく分からないのだけれども、路盤強化剤というものがあるらしいです、固くするの、土であれ何であれ。そういうのをやらなくてもいいのですかということ。です。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（高田博範君） 路盤強化剤を投入して工事したのかどうかは、私もちょっと定かではないのですけれども、もし入っていないのであれば、今後、協議させていただきたい、そう思っております。

○議長（附田俊仁君） 7番議員。

○7番（澤田公勇君） 今の関連の話なのですけれども、これ私も見てみまして、元町長のところに行って相談した経過があります。

そのときに、元町長ですけれども、牧場のほうからも、あそこ低いのだけれども、役場で土はないのですかという相談を受けていたみたいです。

あそこは牧場からの水路、傾斜地になっていきますので、それは牧場でも十分把握していただき、牧場側としても、あそこに土盛りをしたいという要望を持っているみたいです。

だけれども、土がないわけです。それで、元町長にその旨を相談した経過があるということで話を聞いてありますので、建設課長、その辺、現町長とも相談しながら牧場と相談してみればいいのかと思います。そうすると、今、8番議員が相談した経過も解消していけるのではないかと。

当然、道路舗装ですから、路盤強化とかいろいろな問題は、規定に乗った工事の仕方はしています。

ただ、ああいうふうに水が溜まると、8番議員が言った現状も当然考えられるわけですが、あれはもう向こうへ流すわけにはいかないということですから、ある程度の、あそこまた牧場のほうでちょっと掘っているのです。

そういった経過もあって、昔、あの道路を横断して流れていたという経過があって、いろいろなクレームがあって、あの工事が入ったという経過になっているはずですので、その辺を踏まえた状態で、牧場の要望もあると思いますけれども、ただ、国のほうで、町の錢を使うというのも考え物だと思いますから、その辺は相談してやっていけばいいと思いますので、お願いします。

○議長（附田俊仁君） 要望でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、32ページ、10款4項1目社会教育総務費から、37ページ13款2項11目森林環境譲与税基金費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

○日程第6 報告第5号

○議長（附田俊仁君） 日程第6 報告第5号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

○日程第7 報告第6号

○議長(附田俊仁君) 日程第7 報告第6号専決処分事項の報告について(令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

○日程第8 報告第7号

○議長(附田俊仁君) 日程第8 報告第7号専決処分事項の報告について(令和6年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第6号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第7号は原案のとおり承認されました。

○日程第9 報告第8号

○議長(附田俊仁君) 日程第9 報告第8号専決処分事項の報告について(令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第8号は原案のとおり承認されました。

○日程第10 報告第9号

○議長(附田俊仁君) 日程第10 報告第9号専決処分事項の報告について(令和6年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊二君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第9号は原案のとおり承認されました。

○日程第11 報告第10号

○議長(附田俊仁君) 日程第11 報告第10号専決処分事項の報告について(令和6年度七戸町水道事業会計補正予算(第8号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊二君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第10号は原案のとおり承認されました。

○日程第12 報告第11号

○議長(附田俊仁君) 日程第12 報告第11号専決処分事項の報告について(令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算(第6号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第11号は原案のとおり承認されました。

○日程第13 報告第12号

○議長(附田俊仁君) 日程第13 報告第12号専決処分事項の報告について(七戸町税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第12号は原案のとおり承認されました。

○日程第14 報告第13号

○議長(附田俊仁君) 日程第14 報告第13号専決処分事項の報告について(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第13号は原案のとおり承認されました。

○日程第15 報告第14号

○議長（附田俊仁君） 日程第15 報告第14号専決処分事項の報告について（七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第14号は原案のとおり承認されました。

○日程第16 議案第35号

○議長（附田俊仁君） 日程第16 議案第35号物品購入契約の締結について（除雪ドーザ交換購入）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（听 清悦君） こういった入札について若干違和感があるのが、導入するものが一緒であれば、単純に金額でいいと思うのですが、一番安い金額、下取りも含めて安い金額のところは落札となるのですが、導入するものが、性能がいいもので値段が高かったのではという場合は、安いので選ばれると、選ぶことがないわけですが、ちなみにですが、性能、数量等に、除雪幅3メートル以上、走行速度30キロメー

トル以上とあるのですけれども、性能の一つとして馬力というのもあるのですけれども、それぞれ入札した業者が提案したもので、馬力についてはどういう内容だったか分かりますか。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（高田博範君） ただいまの御質問について、お答えします。

基本、馬力という基準はないのですけれども、あくまでも除雪ドーザで14トン級という形のもので、それに見合った、各社14トン級の除雪ドーザでマルチプラウ付という形のもので、出しておりますので、それに見合ったものを入札していると思われま

す。

○議長（附田俊仁君） 9番議員、よろしいですか。

9番議員。

○9番（所 清悦君） 入札の業者の選定の方法については、単純に金額だけではなくて、いろいろな観点から総合的に判断するという方法で、例えば、今、馬力の話をしたのは、走行速度30キロメートルというのと、私が農家なので、トラクターで例えて言えば、30キロメートル以上走るのだと、今だと1,500ccのトラクターでも出るものもあるのですけれども、馬力が全然違えば、やはり作業ですね、実際、除雪するときの能力に差が出たりするときのを見ると、費用対効果で、安ければいいではなくて、メーカーによってそのグレード、一番安いのがあれば落札可能だったと思うのですけれども、たまたまメーカーの設定で、ちょっと上のグレード、性能のいいものしかなかったとすれば落札が難しいということになるのですけれども、単純にこういう金額だけではなくて、いろいろな側面を考えて、性能のいいものであれば、高くてもそちらを導入するという選択方法も検討してはいいのではないかと思いますけれども、その方法は難しいのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時45分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

財政課長、入札についての質問なので、そここのところの答弁。

○財政課長（佐藤源太君） 入札関係のことで、お答えさせていただきます。

まず、競争入札ということで、どれとどれを競争させるのかと、それで通常行われているのは価格競争と、金額の安いものを落札とするという方式が、一つございます。

あと、業務委託等ですと、プロポーザル方式という方式もございますけれども、今回、物品の購入に当たって、例えば、性能と一言で言うけれども、馬力を指すのか、それとも速度を指すのか、いろいろな見方で、その評価は変わると思います。

私の知るところでは、物品で一般競争入札、価格の競争以外で入札をしているというのは記憶にございませんので、この一般競争入札で行うというのが通常スタイルだと思っております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 9 番議員、よろしいですか。

9 番議員。

○9 番（昴 清悦君） 建設課長の答弁で、分かりました。

一つはメーカーが、行政の側が発注する場合に、何トン級というのがあった場合に、落札しようと思えば、ぎりぎりコストパフォーマンス、可能な限り安い価格設定をするというのも可能だというのは分かりました。

もっと細かいことは後で聞きますので、以上で終わります。

○議長（附田俊仁君） 13 番議員。

○13 番（三上正二君） これ質問する側、9 番議員だけども、補助があつて、それは基準を、例えば私たちでもトラクターならば分かる。こちらの性能や、あちらの性能。そういう形の補助を受ける条件というのがあるよね。

例えば、これから見ると三菱が入っている、コマツが入っている、日立が入っているという形なわけです。

その中で一定条件をクリアすればいいという形で、そうでないと、いや、これはこちらのほうが使い勝手いいという形で、もしそういう形で高くなったら、あなたはまた別の質問をするのだよ。なぜ、この価格では合わない、やったのだという、そういう質問は、これからも気をつけてください。おかしいよ。これはこれでいいと思うのだよ。そうじゃないと、条件を満たしたのに、これは自分たちの利益率とか、いろいろな在庫とか、そういうものがあるから、これがこうなって、これはこれでいいのです。そうじゃないと、条件のいい、もっといい、では確かに、こちらのほうが機能がいいからと、そうやったら、また同じ質問するのではないのですか。

ですから、そういう質問の仕方はやめてくださいということです。

わざとアイデアを言いました。答弁は、いりません。

○議長（附田俊仁君） 2 番議員。

○2 番（中野正章君） 予定価格が三千九百何十万円かということで、かなり落札価格の開きがあるのですけれども、これはどうしてですか。

○議長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

予定価格は、通常、物品の見積り等を取って、積算をした上で設定するものですが、実際の入札価格との開きにつきましては、業者で企業努力というか、価格の競争に勝つために、できる限り安い価格で札を入れたということだと認識しております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13 番議員。

○13 番（三上正二君） 予定価格が出て、開きがあまりありすぎるのです。それを言われているのだよ。

ですから、恐らくこの予定価格が、この新車の価格だけなのでしょう。

下取りは入っているのですか。入っていないよね。下取りが入ったからこれだけ、だって、幾ら差があるのですか。1,200万円も差があるのですか。

というのは、もしこれがそうだとすれば、あなたたち、それこそ予定価格の立て方が悪いのだよ。こんなに差があるということは。

だから私は、これを見て、これは下取りの価格の、下取りは、自分たちがどれだけこうやって売る、売れるのかによって言うのなら、これは分かるし理解できるのだよ。

新車価格に、これに下取りが入ったからこれだけの差が出たよと。これだと下取りを、私のほうでは、これならちょっと整備すれば、これがこれくらいで売れるのならば、差が出てもいい。

そうでないと、1,700万円も差があれば、予定価格立てるの、おかしいと言われるのではないですか。

そう思いませんか、町長。

○議長（附田俊仁君） 13番議員、答弁はどうでしょうか。

財政課長でいいですか。

○13番（三上正二君） 財政課長がいい。分かる人でいいです。

○議長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） 先ほどのお答えした内容に、ちょっと足りない部分がありました。

予定価格、入札には下取りも含めたものとして予定価格を、失礼いたしました、入っております。下取りも入っております。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） とすれば、ますますおかしいのです。1,700万円も差があるならば、どうやって予定価格を立てたのですか。予定価格の根拠は何なのですか。いや、そういうふうになるのだよ。

何百万円か違うのであれば、500万円ぐらい違うのであれば、これは分かるのです。だけれども、1,700万円も違えば、何割違うのか。3割以上違うのではないか。30%、40%違っているのではないのか。

それだと予定価格を、これからもこういう形でやれば、業者たちは役場様々でしょう。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時08分

○議長（附田俊仁君） なければ、休憩を取り消し、会議を開きます。

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第36号

○議長(附田俊仁君) 日程第17 議案第36号工事請負変更契約の締結について(旧榎林中学校校舎ほか解体工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第37号

○議長(附田俊仁君) 日程第18 議案第37号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○散会宣告

○議長(附田俊仁君) 以上で、今臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第1回七戸町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時10分

以上の会議録は、事務局長相馬和徳の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和7年5月8日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員